

議案第11号

加西市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

加西市農業共済条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年3月1日提出

加西市長 中川 暢 三

## 加西市農業共済条例の一部を改正する条例

加西市農業共済条例（昭和 43 年加西市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 この市の包括共済に付されていた家畜であつて、第 11 条第 2 項（同条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継によりこの市の他の包括共済に新たに付されたものについての第 2 項第 5 号及び第 6 号の規定の適用については、当該他の包括共済に係る共済責任は、当該承継の際、現にこの市と当該権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人との間に存する包括共済に係る共済責任の始まつた時に始まつたものとみなす。

第 29 条第 1 項中「、共済目的」を「、農作物共済の共済目的」に改め、同条第 3 項中「農林水産大臣が定めた 2 以上の金額」の右に「(飼料の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては飼料の用に供するものとして定めた金額、米粉の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては米粉の用に供するものとして定めた金額)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 1 項の申出をしなかつた場合にあつては、法第 106 条第 2 項の規定により農林水産大臣が定めた 2 以上の金額（飼料の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては飼料の用に供するものとして定めた金額、米粉の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては米粉の用に供するものとして定めた金額）のうち最低のものとする。

第 60 条第 1 項に次の 1 号を加える。

### (6) 次の要件のすべてに適合する場合

- ア 当該共済事故に係る家畜が、第 11 条第 2 項（同条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継前から引き続きこの市の包括共済に付されていたものであり、かつ、その承継によりこの市の他の包括共済に新たに付されたものであること。
- イ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前からアの権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人によりこの市の包括共済に付されていたものであること。

第 63 条第 3 項中「第 5 項から第 7 項の規定による」を「第 5 項、第 6 項又は第 7 項の規定により」に改める。

第 70 条の 34 第 1 項中「第 3 条第 4 項」を「第 3 条第 5 項」に改める。

第5章を次のように改める。

#### 第5章 削除

第83条から第87条まで 削除

#### 附 則

- 1 この条例は、兵庫県知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 施行日前に共済責任期間（家畜共済にあつては、共済掛金期間。以下同じ。）の開始する共済関係については、なお従前の例による。ただし、次項及び第4項に規定する規定の適用については、それぞれ当該各項に定めるところによる。
- 3 改正後の条例第3条第4項及び第5項、第60条第1項第6号並びに第70条の34第1項の規定は、平成22年4月1日から施行日前までに共済責任期間の開始する共済関係についても、適用する。
- 4 改正後の条例第29条第1項中「農作物共済の共済目的の種類等」の改正規定は、平成23年産の水稻及び麦から適用するものとし、平成22年産以前の年産の水稻及び麦については、なお従前の例による。

(審議資料)

農業災害補償法施行規則（昭和 22 年農林省令第 95 号）の改正による該当条項の一部改正及び、農業共済事業運営協議会の廃止に伴い関係条項を削除しようとするもの。

【改正要旨】

農作物共済において、農作物共済の共済目的の種類等ごとに一つの引受方式を選択可能とし、水稻では主食用米・飼料用米・米粉用米の用途ごとに、麦では小麦・二条大麦等の類区分ごとに引受方式を選択できるよう改正。

包括家畜共済にかかる権利義務の承継を受けた者の共済責任期間の開始時期を、譲渡人の共済責任期間の開始時期とみなすことにより 2 週間の免責期間をなくし、共済の補償対象とするよう改正。

農業共済運営協議会の廃止にともなう関係条項の削除。